

(参考資料)

子育てに関する主な休暇、給付等支援制度一覧【平成23年4月1日現在】

◆休暇等制度

番号	名称	制度など	対象者		時期・子の対象期間	取得事由・期間など
			母親	父親		
1	妊娠中の通勤緩和	免除	○		妊娠中	交通機関の混雑により母体又は胎児の健康保持に影響がある場合(勤務時間の始め又は終わりにおいて1日当たり合計1時間以内)
2	妊娠出産後の通院	免除	○		妊娠中・出産後	母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合(妊娠期間等により取得可能回数が異なる。)
3	妊娠中の休憩	免除	○		妊娠中	業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合(その都度必要と認める期間)
4	妊娠障害休暇	特別休暇	○		妊娠中	つわり等の妊娠中の障害により勤務が困難な場合(14日以内)
5	産前休暇	特別休暇	○		妊娠中	出産予定日の前日から起算して8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産日まで
6	産後休暇	特別休暇	○		出産後	出産日の翌日から8週間を経過する日まで(6週間を経過した職員が申し出た場合で医師が支障ないと認めた業務に就く場合を除き就業不可)
7	妊産婦の勤務制限	所属長の承認	○		妊娠中、出産後	妊産婦である女性職員の深夜勤務、時間外勤務、休日勤務を制限する制度(妊娠中又は産後1年まで)
8	妊産婦の業務の軽減措置等		○		妊娠中、出産後	妊産婦である女性職員の業務の軽減又は軽易な業務に就かせることを認める制度(妊娠中又は産後1年まで)
9	配偶者出産休暇	特別休暇		○	出産前後	配偶者出産に係る入退院の付き添いや子どもの出生届などの手続き等を行う場合(出産等のため入院する等の日から出産日後2週間までの間に3日以内)
10	育児参加休暇	特別休暇		○	出産前後	配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う場合(産前・産後休暇の期間に5日以内) ※生まれてくる子が第一子の場合は産後休暇の期間のみ取得可能
11	育児休業	休業(無給)	○	○	3歳まで	子を養育するとき一定期間勤務しないことができる制度。(※3)
12	育児短時間勤務	休業(無給)	○	○	小学校就学の始期に達するまで	子を養育するとき希望する日及び時間帯で勤務できる制度(あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択) (※3)
13	部分休業	休業(無給)	○	○	小学校就学の始期に達するまで	子を養育するとき取得できる制度(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日当たり合計2時間以内) (※3)
14	育児休暇	特別休暇	○	○	2歳まで	子を養育する(子の保育施設への送迎など)場合(1日当たり合計2時間以内、30分単位)
15	子の予防接種	免除	○	○	小学校就学の始期に達するまで	子に法的義務がある予防接種を受けさせる場合(その都度1日以内で必要な時間) ただし「子の看護休暇」を全日数取得した後に使用することができる。
16	早出遅出勤務	割振変更	○	○	小学校就学の始期に達するまで、小学生(※1)	始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げできる制度(午前7時～午後10時の間であらかじめ定められた時間を選択)
17	休憩時間の短縮(※2)	所属長の承認	○	○	小学校就学の始期に達するまで、小学生	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合又は小学校に就学している子を送迎するため住居以外の場所に赴く場合(あらかじめ定められた形態から選択し休憩時間を15分短縮)
18	時間外勤務の制限	理事長の承認	○	○	小学校就学の始期に達するまで	時間外勤務を月24時間、年間150時間以内に制限
19	深夜勤務の制限		○	○	小学校就学の始期に達するまで	深夜(午後10時～午前5時)の勤務を制限
20	子の看護休暇	特別休暇	○	○	中学校就学の始期に達するまで	子の通院付き添いや看病など看護をする場合や全ての予防接種、健康診断も対象。(子が1人の場合年5日以内、子が2人以上の場合は年10日以内)

(※1) 小学生は学童保育施設に託児している子を迎えに行く場合に限る。

(※2) 休憩時間の短縮は、例外的手段のため、できる限り早出遅出勤務等の他制度を活用すること。

(※3) 配偶者が育児休業中や稼働していない場合でも取得できるもの。

## ◆共済組合、互助会の給付制度

番号	名称	区分	対象	給付額など
1	出産費(家族出産費)	共済	組合員又は被扶養者が 出産した場合など	390,000円(産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合は420,000円)、 附加金30,000円
2	出産見舞金	互助会	会員又は会員の配偶者 が出産したとき	1人につき70,000円
3	育児休業手当金	共済	組合員がその1歳(1体 の場合は1歳6ヶ月)に満 たない子を養育するた め育児休業したとき。	給料日額×50/100×1.25×日数